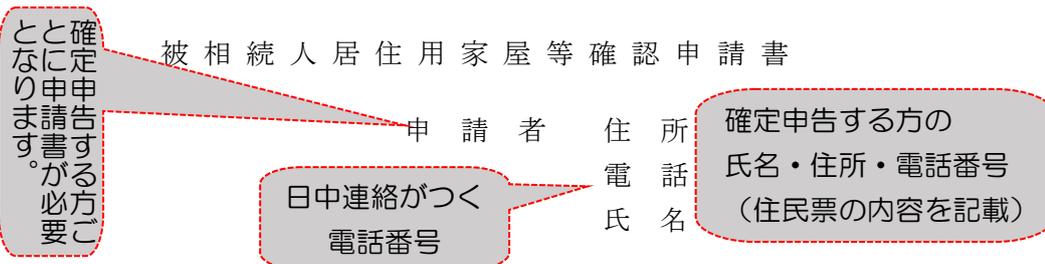


記載にあたっての注意事項

別記様式 1 - 2 (被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合)



下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 2 号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ロ)、当該敷地等が「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(以下「特定事由(※1)」という。))により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限り。))における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(第三号において「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同法第 35 条第 4 項柱書き及び第 3 号)に該当しますので確認願います。

(※1) 通知における特定事由と同じ。

(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請者以外の相続人の住民票の氏名・住所を記載

家屋及びその敷地等の所在地	売買契約書等より地番を記載	
家屋の建築年月日	登記簿謄本等から記載(昭和 56 年 5 月 31 日以前の日付)	
被相続人の氏名及び住所	(氏名)	(住所) 除票住民票の住所を記載
相続発生日 (被相続人の死亡日)	除票住民票の死亡日を記載	
相続による取得日 (例: 遺産分割協議が確定した日)	遺産分割協議が確定した日又は相続登記を行った日等を記載 (相続発生日以降の日付)	
被相続人居住用家屋を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 記載例 大阪 太郎 大阪 花子	(住所) 大阪市〇〇区〇〇町〇〇-〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇
被相続人居住用家屋の敷地等を取得した他の相続人の氏名及び住所	同上	同上
家屋の取壊し、除却又は滅失日	家屋取壊し後の閉鎖事項証明書等から日付を記載	
譲渡日	売買契約書等から日付を記載	

(切り取らないでください。)

被相続人居住用家屋等確認書

上記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第 35 条第 3 項第 2 号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ロ)、当該敷地等が「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同法第 35 条第 3 項第 2 号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用(居住の用に

記載にあたっての注意事項

供することができない事由として政令で定める事由（以下「特定事由（※1）」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（第三号において「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同法第35条第4項柱書き及び第3号）に該当することを確認しました。

（※1）通知における特定事由と同じ。

（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	※本市記入欄につき、記載しないでください。 印